

第4回横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会 生活・自立支援・子どもの育ち分科会 会議録	
日 時	平成28年2月15日（月）19時25分～20時30分
開催場所	関内新井ホール
出席委員	<p>（有識者、支援団体等）（50音順、敬称略）</p> <p>濱田 静江（児童家庭支援センターむつみの木センター長） 三宅 玲子（公益社団法人家庭問題情報センター横浜ファミリー相談室） 宮下 慧子（母子生活支援施設お・て・ん・タマリア施設長） 村田 由夫（一般社団法人横浜市私立保育園園長会会長） 湯澤 直美（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授） 渡辺 英則（認定こども園ゆうゆうのもり幼保園園長）</p> <p>（行政職員）（機構順、敬称略）</p> <p>山本 弘庫（港南区こども家庭支援課長） 高岩 恭子（横浜市東滝頭保育園園長） 谷口 千尋（こども青少年局 こども家庭課長） 川尻 基晴（こども青少年局 三春学園長） 霧生 哲央（健康福祉局生活支援課長）</p>
欠席委員	<p>柏 かよ子（横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会副代表） 高橋 利一（社会福祉法人至誠学舎立川顧問至誠学園名誉学園長）</p>
傍聴	1名
議 題	1 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画（仮称）原案（案）について
決定事項	

<議事>

<p>（開会）</p> <p>（事務局） それでは、分科会の方へ移らせていただきたいと思います。お時間になりましたので、「生活・自立支援・子どもの育ち分科会」を始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。本日分科会では、先ほど統合の会議の方でもありましたけれども、別添2-1、2-2を使って「子どもの貧困対策に関する計画案」について、皆様の方からご意見をいただければと思っております。基本的に、第3章47ページから第5章59ページのところ、3、4、5章についてということで主にご議論いただければ。お時間が無い中なのですが、第3章については20分程度、それ以外の章については10分程度というようなことで、タイムスケジュールを切らせていただいた中にご議論を進めさせていただければと思います。それでは、ここからは議事ということで、子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会運営要綱に基づきまして、議事の進行役につきましてはこども青少年局こども家庭課長谷口課長、谷口委員にお願いをしたいと思います。どうぞよ</p>
--

ろしくお願いします。

1 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画（仮称）原案（案）について

（谷口進行役）本日もよろしくお願ひいたします。それでは、別添2-1 子どもの貧困対策に関する計画（仮称）案について意見交換ということで進めさせていただきます。時間としては1時間程度です。どのような形かといいますと、ページでいいますと47ページ第3章です。子どもの貧困対策における取組の視点を整理したものということで支援につながっていない子どもを見守るから始まっています取組の視点。第3章47ページから56ページを15分程度ということで予定しております。その後ページが飛びまして57ページ第4章「本市の子どもの貧困対策」ということで、1番の基本目標、基本的な考え方、そして計画、背景という形でございます。そして59ページ計画の進捗状況をどう把握していくのかといったこのパートはページ数は他のものと比較すると少ないですが、こちらについても15分程度です。それから60ページ以降、第5章という風になりますけれども具体的な貧困対策に対する取組につきまして61ページがベースといいますか基盤と位置づけております「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」に始まりまして、その後施策の柱ということで具体的な施策及び取組ということでこちらについてもこのボリュームですが15分程度。それから全体ということで15分ということで全体でこの60分間でご意見をいただきたいと思ひます。色々各章同士でも関連しているころもありますので行きつ戻りつというところもあるかもしれませんが、活発なご意見をいただければと思ひます。それでは戻りまして47ページ第3章。貧困対策における取組の視点ということで何度か議論いただきました「助けてと言えない子、支援につながっていない子ども・若者の家庭にどう気づき、つなげて見守るか」というところから始まっております取組の視点56ページまで続いておりますけれどもこちらにも既にご覧いただいている部分があると思ひますので意見を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。47ページ、48ページは支援につながっていない子を見守るですとか、乳幼児期の子どもの心身の健康保持等々というパートになっておりますけれどもこの辺りはいかがでしょうか。今日は柏委員と高橋委員が休みですので委員の皆様数が少なくなってしまうところがあります。村田委員、渡辺委員ご意見頂戴できるようでしたらお願ひいたします。

（村田委員）保育所の役割が大変大きいと思っております。保育所の現場から考えると、ひとり親の世帯がじわじわと増えてきていると思ひます。そこから言うと保育現場の中では保育士とひとり親の関わりはなかなか難しいところがあるところで、なるべく関わってほしくない、関わりたくない、関わることに對して大変警戒心がある。また、こちらから色々な援助をしたいということについて嫌がる傾向があると思ひます。そのあたりの背景についてはいろいろとあると思ひますが、そういう点では保育士との関係で、現実に職場の中でどう進めるかは一人、二人の力ではどうすることもできない。保育所全体でそういう方向性を持たないと、そういうことに対する理解を持たないといけないとなる。やはり、個ではなく社会的な

問題という理解に立って、日ごろから接し、関わる必要があると思う。そういう点では小学校にはスクールソーシャルワーカーがあるが、保育所にも保育ソーシャルワーカーが必要なのではないかと思います。その存在は大変大きいと思うのですが、一つは保育者の保育の社会性を知ることが大きいといいますが、そういう機会が与えられるということがあると思う。もう一つは、保育所というよりは、ひとり親が持っている社会的な問題を、保育者、保育所、ひとり親の関係ではなく、もっと広いものに広げていくといいますが、関わる。要するに行政との関わり、生活保護のワーカー、ソーシャルワーカー、児童相談所など。そういうものを保育所に通っているひとり親の個の中から、社会的に広げることを担う方がぜひ必要ではないかと思う。そういうことがありますと、さらにもう一段、保育所の持つ社会的な役割と知能が増していくのではと思います。そういう点では、配置ということでは、飛躍したところはあるかもしれないが、最初の気付く、つなげる、見守るは常に保育所の基本的な姿勢でなければいけないだろうと思っています。これが現実になるには、スクールソーシャルワーカーと同じように保育ソーシャルワーカーがきちんと配置されていく、そういうことが保育社会を大きく広げて行くのかなと思いますので、今後十分検討が必要ではと感じています。

(濱田委員) 今のことだが社会的養護で未就学の子はどこが担っているのかというのは、児家センが担えていない現実がたくさんあっての発言なのですが、今南区でどういうことが起きているかという、相談の相談よりもまずこの人達のお母さん、お父さんをどう支援していくのかということも含めて、子どもの課題が家庭の課題とどう共通点があるのかななどの相談が保育園から「子どもの観察に来てくれ」や「こういうケースの相談に乗ってほしい」など毎日のように相談が来ている。児家センが3年目を迎えましたのでかなり児家センが果せているかなと思っています。保育園は、保育の専門性で答えてもらえればありがたいと思っています。そこに児家センが立ち上がってくればかなりその辺りはきちんと長期計画も立てられます。今日も学校の説明会に児家センの職員が伴っています。お母さんに発達に問題がある世帯は全部付き添っています。児家センがもう少し立ち上がってくればうまく使っていただけるかと思っています。数がまだまだ少ないので申し訳ないのですが、南区の保育園 10 か所くらいが毎日のように相談に乗ってください、子どもの様子を見に来てください。保護者会の時に心理士を派遣して「こういう処遇もできますよ」みたいなものをお互いが振り分けられる、お互いが強みを生かす。生かしながら子どもを支えていくシステムにやっとな手が出来ているというところでしょうか。これ以上現場を抱える保育園がもっと機能を果たすのは非常にリスクもあるかと思っています。本当にご苦労されているのはよく分かっていますのでぜひお声をかけてください。中区にも児家センがありますので、うまく使ってください。

(谷口進行役) ありがとうございます。今 47 ページ 48 ページあたりについてご意見を頂戴していますけれども、この章はかなりページ数がありまして 56 ページくらいまであります。49 ページ 50 ページは「学力保障及び教育と福祉の連携」、51 ページは「多様な大人との関わり」、52 ページ「ひとり親家庭」、53 ページは「社会的擁護の子

どもへのアプローチ」、54 ページは「困難を抱える若者支援」、55 ページ「妊娠・出産期からの子どもの貧困対策」、56 ページ「切れ目のない支援と個人情報の共有」とかなり幅広になってございますけれども、時間も限られておりますのでよろしく願いいたします。

(渡辺委員) 観点がずれるかもしれませんが、これを見ていた時に 32 ページに「子どもの孤独の状況」といった時に孤独感があると書いてある。他人に対する不信感が高い・自分に自身がない・自己肯定感が低いと書いてあり、人が信用できないと書いてありながら、観点がずれるというのが何かと言うと例えば障がいの子が合指症で指が 2 本とか 3 本しかない子は最初じゃんけんとか手遊びをしない。その子が周りに受け入れられてくると、堂々と指を出す。あなたはあなたで良いと。小学校以上の学力の保障等の色々な話になると、できるかできないかという話ばかりで、目線で見たりとか。確かに世話をするとか支援をしてやるみたいな形にもし支援者がなくなってしまったら、あいつは支援をされている奴だというか、周りとの関係との中で、子ども達が出来るか出来ないかとか、貧困か貧困じゃないかという見方をしないで色々な子がいて良いのだという、周りの目の多様さに対する寛容さというか、子ども同士がある程度お互いを認め合う関係の中で、その子がきちんと居場所を見つけられるということ。これは保育とか教育の場のそちら側の役割をして、障がいの有無もそうかもしれないが、貧困だからという事に対して、その子が自信を無くしているとか、自分が人を信用できない部分に追い込まれていくというのは、下手をすると、自分と周りを区別して自分も追い込まれていくみたいな話になってくると、そういう風にならないような周囲との関係を作っていくかと言うのは、乳幼児期の非認知と言う話になるが、人との関わりだったり、そういう視点、その子に対してどうするかというより、その周りの人たちも当たり前のように、できない子に対する寛容さのようなものをどういう風に周りの子ども達や保護者に広げていくという視点が入っていいのではないかと感じています。

(谷口進行役) ありがとうございます。特に乳幼児期に色々な子がいて良い。多様なものに対する寛容性、区別されないことに関してですね。貴重なご意見だと思います。他にいかがでしょうか。

(湯澤委員) 全体を通して見たときに、就学援助制度のことは私が探せていないのかも知れないが出てこないと思ひまして、その点が気になります。やはり就学援助制度もとにかく子ども達の教育機会の保障、セーフティーネットとして重要な位置づけにあります。子どもの貧困対策として最前線の施策だと思いますので、就学援助制度の位置づけがどうなっているか伺えればと思います。

(谷口進行役) 事務局で補足していただければ。

(事務局) 就学援助の件で触れている箇所と内容ということでしょうか。

(湯澤委員) はい、以前にも発言したかもしれないですが、予算がなくてもできることとして、困窮しているご家庭の方に対して、例えば小学校入学前、保育園の段階から就学援助制度の説明会をやるとか様々な取組が行われています。書類の配布方法、申請方法でもスティグマなく申請できるように配布する等。色々な工夫ができると

思います。この会議で大切なのは、素案に対して市民意見を踏まえながら、ということもあると思います。市民意見の中にも情報提供をしっかりといるところがあると思いますが、就学援助制度の情報提供というのめっこう他の自治体でも触れているところでは。

(事務局) ありがとうございます。就学援助の周知というか、広報と言う形ですと、小学校では全国では基本的に全部で60%という数字がオープンになっている数字ではないかと思いますが、横浜市は100%を学校説明会等で事前に配布をするという形で100%周知というかお渡しをして対応をしているという現状になっております。申請書も全員に配布しています。

(濱田委員) その件でよろしいでしょうか。実は今日、ある学校説明会に同行したのですが、ちゃんとお子さんの名前前で違和感の無いように、入り口でかなり用意周到に準備して配布をしていました。ただ、それを渡されてもお母さんが理解できないというところもあります。誰かがどうサポートをするのかという方針をきちんとしないと宝の持ち腐れになるというところが非常に難しいところです。児家センがあれば、その辺のサポートができるかなど。南区はイニシアチブをとれる部分があったので、今回も丁寧なつなぎ方ができました。事前に準備ができれば、100%に近い形でできると思います。小学校も中学校も丁寧な説明会を開いているので、事前の打ち合わせさえきちんとできていけば、あとは何とかできると今日は思いました。お母さんの能力が難しいところは確かにある。

(事務局) ありがとうございます。実際に配布はしているものの、それに対して横浜特有の課題はあるが、日本語が読めない、書けない、文章の意味が分からない。ただその紙自体を保護者が色んな関係で厳しい状況にあり、届いていたり、届かない可能性も含めて課題があるという認識はしております。色んな言葉で用意したほうがいいのか、どういう形で周知して、さらに支援が届くような形にできるかというのは、まさに今議論のひとつとして上がっております。実際は、学校の現場の担任の先生にあたり事務局であったり、そういうところが不備があるというか、相談ごとがある時に家庭訪問というケースもあるが、なかなか全てのご家庭にそういう支援が行き届けられているのかというと、厳しいのが現状です。

(谷口進行役) 今委員の方からありました就学援助制度というのはセーフティネットで最前線の制度。既に丁寧なご案内をされているということですので、周知の仕方も含めて少し分かりやすく記載をするということを含めて事務局の方で検討いただければと思います。時間の関係で一旦先に進めさせていただきます。57ページ、第4章「本市の子どもへの貧困対策」ということで、目標・考え方・背景・進捗状況の把握等について59ページまでです。こちらについても大事なパートだと思います。ご意見頂戴できればと思います。

(湯澤委員) 59ページ。以前の素案のときの目標設定よりも、さらに具体化していると受け止めています。その上で、もし検討の余地があればもう少し具体的に、さらにできないかと感じるところがあります。自治体の色んな計画を読んでいます。自治体独自の指標で計ろうとしているところも出てきています。こちらを拝見すると、とりわけ小学校については、あまりにも抽象的なものが一つあるだけで、「自分に

は良いところがあると答えた子の割合」と言う部分だけで目標値としているのは、少し子どもの貧困対策としては難しい側面があるのではと感じております。他の自治体では、不登校の子どもの率を把握するということがあります。不登校は、国の統計では経済的なものを除くというところで把握しているかと思うのですが、実は基礎自治体であれば「不登校」に入っていない経済的な困難ゆえの不登校の数が把握できます。そういうところで、今不登校とひとり親とか、不登校と経済的な貧困との関連もあるという調査が出ていますので例えばそういうのを取っていくというようなこともあるかと思えますし、他の自治体の例では児童虐待世帯の発生率というのを上げているところもあります。これは虐待と貧困というところで、児童相談所にデータがあると思います。例えば、足立区の計画は指標をかなり詳しく掲載しているので参考になるかと思えます。細かい点ですが、高校生のところで就学継続率はとても大事だと思いますが、就学継続率というのは学校中退率になりますが、学校種別で格差があることを数字で出していくことがとても大事だと思っています。定時制高校で中退率がすごく高くなるわけですね、そこを数字で捉えてバックアップしていくことが子どもの貧困対策として重要になってきます。保護者のところで「ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数」を上げていただいています。ここも 1,900 人という数字が出ていますが、雇用形態別に実際どうなったのかというのを見ていかないと、安定雇用になったかどうかが見えてこないのが就労者数だけでなく雇用形態別に分かるとうれしいと思えました。

(谷口進行役) ありがとうございます。指標等に関してもう少し具体的に、もう少し分析したそういうものを検討できないかと言うご意見を頂戴しております。

(事務局) 今いただいたご意見については事務局で検討させていただきたいと思えます。より適切に実態が反映されて、状態がどう変わってきているのかということ把握できるような数値にすべきというのはその通りだと思います。検討させていただきます。

(渡辺委員) 未就学児の待機児童数だけが目標というのは苦しいですね。基本的な考え方とか色々な場面に、子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進という時に、待機児童がゼロなのが豊かになるかという話とか、子どもが本当にたくましく生きていくという未来を豊かに幸せな生き方を切り開くであるとか、子どもに温かい社会を作り出しという基本目標も、じゃ未就学児のときに何が必要か、もう少し何かを出してくれないと、保育園に入っているけれども幼稚園に入っているけれども、子どもの貧困、豊かな生活をできていない。その子たちに豊かな生活をしてあげたり、豊かな人と関わったりということが必要だという時に、その子達に対してどういう目標を持つかというところはもう少し数値化できるかできないか分からないが、横浜は待機児童数ばかりの話で終わっていて、ゼロになったところで豊かになってはいないのでは。

(村田委員) 保育の現場では 11 時間が標準保育と言われている。私どもの保育園でも朝 7 時から夜 8 時まで 13 時間保育です。確かに待機児童と連動しているというところはあるが、子ども達にとって 11 時間、13 時間保育所にいることが、子どもの貧困を

少しでも解決する、あるいは豊かな成長につながるのかというのは、保育現場でも課題になっています。保育現場では保育士が8時間の労働の中で11時間、13時間をローテーションで回している。子ども達にとっては、本当にそういう保育時間でいいのだろうかと一方で思っていて、保育時間については、社会的にみんなでも共有していく。長い時間をみんなでも分散しましょうということではなく、社会的には保育時間を短くしていくような、社会的な負担や役割をみんなでも分け合うことが必要かと思えます。保育現場では、保育が必要であれば基本的に見ていくというそういうところはしっかりもってなければいけないと思えます。長ければよいということではないと思えます。そういう点の子どもへの育ちに対する基本的な、渡辺先生もおっしゃられましたが確かに待機児童数だけではさみしいというところはありますね。

(谷口進行役) なかなか指標化することに難しい側面もあると思えますが、豊かな成長、育ち、貧困状態が改善しているということの視点からみた指標。仮に指標という形でなくても、どのように検証できるのかということも重要だと思えます。

(湯澤委員) 他の自治体でユニークなのが歯科検診での虫歯の割合。また未処置の虫歯がある子の割合をとっているところもある。国民健康栄養調査で国が所得階層と虫歯のクロス集計に相関があるということが出てきている。そこを発見して、そこにアプローチしていくことでご家庭への支援もできるという。子どもの貧困で教育と福祉の連携と言われているが、医療との連携が見えにくくなっているが、それをすることによって見えることがあると思えます。

(谷口進行役) ありがとうございます。駆け足で恐縮ですけれども、60ページから第5章ということで、既にお話の中で個々にご意見を頂戴している部分もあろうかと思えますが、60ページ以降85ページまでの間に施策1-5の施策の柱ですとか、全体を支える基盤としての子どもの豊かな成長を支える教育保育の推進ということで主な取り組みを含めて記載させていただいておりますのでご意見を頂戴できればと思えます。気づかれたところから大丈夫かと思えます。

(川尻委員) 78ページ施策4(2)社会的養護対象児童のアフターケア事業や施設退所後児童に対する調査のところですか。特にアフターケア事業についてですが、横浜市は79ページにありますように、横浜版カナエールですとかよこはまPort For 運営など独自に取り組んでいるところがあります。一方で、今年度の国の補正予算で、児童養護施設の対象者等に対する自立支援資金の貸付という制度を持ち出されていて、かなり内容的には大胆で、例えば児童擁護施設を18歳で就職した場合には家賃相当額を貸し付ける。貸し付けるとなっているが、就労が5年間継続すれば返還免除になっています。また、進学を希望する方については月5万の生活費、家賃相当額の貸付を大学4年間。これも5年間就労継続すれば返還免除という結構大胆なものを出されています。具体的にどうなっていくか見えていないが、一方で横浜もそうだし、自治体独自でやっている部分もあるが、どう整理していくのかということがとても大変ではないかと思ひ、この辺は横浜市はどのように整理していくのか気になっているところです。できれば、独自部分は縮小せずに上乘せできれば一番良いが、できる限り若者支援につなげられるようなものが実現

できていけばいいなと思っています。

(谷口進行役) 神奈川県が検討していると聞いていますので、その情報については分かり次第ということで情報提供をさせていただきます。色んなパートがありますのでどこか1パートを深めてというのが、もしかして時間の関係では難しいかもしれませんがせつかくこれだけの皆様がお集まりいただいていますので、お気づきの点からご意見を頂戴できればと思っております。

(宮下委員) 質問ですが、28年度予算案の子どもの貧困対策の取組の中に、ひとり親家庭の生活学習支援モデル事業新規というのがありますが、これは具体的にはどういうところでどういう風に行われるのかを伺いたいのと、もう一つは意見ですが、妊娠から出産までというところにおいて、気づくということが取り上げられていますが、先ほど保育園関係の方からそれは自分達のところでないかという責任のあるご意見を伺っていますが、そういう気づくという裾野を広げるのは、地域の主任児童委員をもっと育てる必要があると思います。先ほどから、丁寧なパンフレットなどで丁寧に説明することも大事という話があったが、そういうものを読まない人、読んでも分からない人もたくさんおられるので、そういう施策とその施策を受ける必要がある人を誰がどうつなぐのかというところが非常に気になるところです。

(谷口進行役) ご質問のありましたひとり親家庭児童の生活学習支援モデル事業についてご説明させていただきます。ひとり親家庭で母子世帯であれば5割ですとか、父子世帯であれば7割8割が親御さんの帰宅が午後6時以降というのが当たり前という状況になろうかと思っておりますので、子どもがひとりで家にいることが多いという中で生活習慣ですとか、学習するという習慣がついていないようなお子さんがおいでになる場合があるということで、そういったお子さんに対しての生活習慣の習得ということでモデル事業を考えています。食事の提供等も含めて。場所については、どの区でということを含めてまだ決まっていないが、地域の実情に応じてですが、例えば既存の居場所事業や寄り添い方の生活支援事業で時間を延長してということもあるかもしれないですし、宮下先生がされています母子生活支援施設には、地域のための場所といいますか、場所もスタッフもあるという中で地域支援の一環でやるいということもあるかもしれませんが、地域の実情に応じてどういったやり方ができるのかということで計画して参りたいと考えております。地域の人材育成部分については、ご意見・ご要望ということで頂戴するというところでよろしいでしょうか。

(宮下委員) 先ほど保育園で子どもが11時間とか長時間保育していて、それが本当に子どもの成長につながるのかという点で同感です。母子支援生活支援センターで働いていらっしゃる母子の様子を見ていても、朝から急かされて急かされて、早く早くと言われて保育園に行き、帰ってきて子どもはストレスがありますから、子どもが遊びたいと言うが、親はやることがあるので引きずられていってしまうということがあります。それは普通の保育の時間でもそうです。子どもの環境は、子どもができるものではなく、周りが作っていくものなのでこれは子どもの本当の健全な育成を語るという時に社会全体の仕組みと関係あるところで、子どもを保育す

ればいい、待機児童を減らせばいいということではないと思うので、子どもの貧困から社会全体の流れに対して、どのような歯止めをかけるのかを検討していかないと実現できないことではないかと思えます。

(三宅委員) 離婚に関わっているので、ひとり親の状況について意見を述べたいと思えます。離婚によってひとり親になります。そのひとり親の状態になった時、どのような支援が受けられるかということは大事なことです。多くの場合は、ひとり親になるまでに困難な状況があります。それは紛争が起きて、離婚までに、場合によっては2年、3年と続くことがあります。まだひとり親になっていない状況、争いながら生活をしている、その中に子どもがいます。離婚をするか、しないか、子どもはどちらが、どこで育てるか、仕事は？住む家は？養育費はどうか、など？いろいろのことを考えて、争っている相手と協議して決めて行かなければならない。親も子も大変な状況、混乱状況にある。子どもは巻き込まれたり、取り残されたりしている。その過程で子どもの虐待や貧困の問題が起きている。親は紛争に紛れて、時に何が問題になっているか、何をどうしなければいけないか、子どもがどのような状況にあるかわからないということがあります。誰かに相談したり援助を求めていかない人が多い。問題が起きた時々、適切な支援が必要になります。そのためには、気付く・つなぐ・見守るという周囲の姿勢がとても大事なことになります。いつでもあらゆる場面で、気付き、つなぎ、見守ることが必要になる。身近な保育園に行く。保育士さんが、子どもが何か変で落ち着かない、お母さんが暗い顔をしているな、と気づく。「大丈夫、何かあったの？」とちょっとした声掛けでもいい、そういう目が助けになる。そこで解決をする必要はない。母が問題にぶつかっていることに気付いて、どこかにつながるきっかけを作っていただければよい。本来人は自分自身で解決する能力をもっている。混乱しているときに声をかけ、どこかにつながり、一緒に考え、整理し見守る人がいれば自身で考え解決していくことができる。本当に大事な時に必要な援助が得られれば、長期の保護・援助は必要なくなります。そういう意味で、あらゆる時期、場面で、気付き、つなぎ、見守ることが大事なことと思えます。

(谷口進行役) ひとり親になるまでの、本当に何が必要かわからない中で、一緒に考え、気付く、見守るというまさに横浜市の計画の中で大切にしているところについて、そういうところも触れられないかというご意見だったかと思えます。他にいかがでしょうか。

(湯澤委員) 市民意見で拝見して7ページのご意見がすべて学校給食に関する事で、給食への要望はこんなに大きいのだと実感しているところですが、今日の資料2-4の12ページのハマ弁はどういうシステムなのか教えていただけないでしょうか。

(事務局) 詳細な資料が手元にないので、後日資料を含めてという形でよろしいでしょうか。

(湯澤委員) 費用負担の面が貧困家庭にとってはかなり重要なことなのかなと思えました。

(谷口進行役) 他にはいかがでしょうか。では区子ども家庭支援課の立場から山本委員お願いします。

(山本委員) 港南区の山本でございます。今日この計画の素案を聞いておまして、非常に連携という言葉が各所に出ていまして、本当に現場では大切と思うのですが、実際

に区の現場で動いていますと、区役所の中でも生活支援課と子ども家庭支援課とのそれぞれのやりとりに苦労したりですとか、関係機関との連携にしましてもうまくいくところもあれば、非常に課題に感じているところもあります。こういったことを推進していく立場で見ていると、中心になって推進するのはケースワーカーがやっていくが、職員全体も感度を上げて、保健師やそれ以外の職種であっても、これはと疑っていけるような感度を持ってなくてはいけないというところで気を引き締めてやらなければいけないと思っております。ケースワーカーの現状を考えておりますと、相談業務より、事務作業が非常に多く本来の相談のため現場に出てもらいたいが、出ていけないという課題も感じております。そういった意味では、先ほどの連携とも合わせまして、みんなが共有できる書類の共有の方法、記載方式の工夫ですとか、システム化できて省略ができるところがないかなど、そういったところも合わせて考えないと、よい計画であっても意味がなくなってしまうので、どう推進していくのかが引き続きの課題と感じています。

(谷口進行役) ありがとうございます。時間としましてはあと7-8分というところですが、ここまでの第3章から5章まででご意見を頂戴しましたが、計画全体等も含めての意見があればいかがでしょうか。

(高岩委員) 質問に近いかもしれませんが、73ページ保育所における一時保育事業等の利用料減免全額減免ということで、その前の素案のときにも減免というのがありました。今回全額減免と書いてあり実際に保育園に入所していることも、生活保護世帯や、市民税非課税の世帯というのは保育料をいただいている状況なので一時保育を利用している方は半額だったが、全額減免となったことはとても近づいたかなと思っております。質問ですが、利用料の他に食事代をいただいている、利用料と食事代が別のお財布に入っていく感じになるのですが、入所している方だと利用料と食事代も込みで無料、全額減免という形になっているので、この辺りの全額減免というのは、利用料のみなのか、利用料と食事代を含めて全額減免なのか、保育現場としては知りたいと思いました。

(谷口進行役) 事務局として答えられればお願いします。

(事務局) 利用料については、ガイドラインでは3歳未満が一日2,400円。以上が1,300円という括りですが、利用料について全額減免ということだけです。

(高岩委員) 食事代420円はそのままということですね。

(谷口進行役) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(湯澤委員) 市民意見を全部読ませていただいたが、これに対してどう扱ったかということも公表していくという形でよろしかったですね。その際に、こういうこともあるのかと思ったのが先ほどの給食に加え、12ページの学童保育の保育料の負担軽減のご意見が3件ぐらいあったりとか、17ページの小児医療費の助成を中学校卒業までなども出てきていたり、いくつかご説明の中では出てこなかったご意見等もありますので、それらに対しての市の判断について合わせて教えていただければと思います。後程でよいので教えていただきたい

(事務局) すべての市民意見に対して、個別に意見に対する市の考え方を公表するという形になりますので、その段階で委員の皆様方にはその結果についてもお知らせさせ

ていただきたいと思います。

(湯澤委員) 分かりました。調査報告の部分ですごく独自のデータもいくつもあり、すごく貴重なものになっていると思うのですが、調査報告書のヒアリング部分と独自のアンケート調査の部分、それが別途報告書として出る形で考えてよろしいですか。

(事務局) 報告書につきましては、以前メールではご送付させていただいたかと思いますが、既に市のホームページで素案とは別に報告書として市民アンケート、対象者ヒアリング、対象者アンケートについては報告書としてホームページにアップしています。

(村田委員) 少し戻りますが、先ほど一時保育は利用料減免のことで食事代はどうかということで、食事代は払うということだったと思いますが、いつから施設の中で、昼食が入るところで、これまではそれも合わせて補助対象だったが、どんな状態でも自分で食事をするというのは当然なのだから、これは助成する対象にはならない、自分で出すという考えでずっと来ている。そう言う中でも貧困の世帯の中で食事を抜いていることはよく聞いている。でも食事を摂るのが当たり前だから取りなさいというのは果してそれでいいのか。今後の検討課題ということで、この考え方はいろんなところに影響があると思うので、そういうことも合わせてご検討の課題にさせていただければと思います。

(谷口進行役) 今後の検討ということで承らせていただきます。他にいかがでしょうか。今回で最後ということになりますので、ぜひご意見を頂戴できればと思います。

(渡辺委員) 子ども・子育て会議もあって、横浜に住んでいて横浜で認定こども園や保育園、幼稚園をやっていると、子どもを大事にする社会をどう作るかという話ならざるを得なくて、お金のある人たちは自分達だけ良ければいいとかと言う話にならないで、一人ひとりの子どもたちが色んな子ども達と一緒に育っていくのだと。横浜の子ども、その子達をどうやって幸せにしていくかというのは行政だけが作るわけでもないし、かといって親だけが作るわけでもない。皆でというところで、どういう風に子どもの育ちを大事にしていくのかと言う意味では子育て拠点、集いの広場事業、幼稚園の親もお金はあるかもしれないけれど、地域に出て行ったり、PTA 活動をしたり、色んなところで子どものことに関心を持ってもらう様な人達をどう作っていくかという大きな施策にきちんとなって、その中の貧困というところに対してどうスポットを当てるのかというような。もう少し大きな枠の中で議論をしなければいけないと思うと、どうしても待機児童対策の話の次のところに入っていくと、待機児童対策ばかりが横浜で有名になってしまい、それがゼロか、ゼロじゃないかという話ばかりがいつも出て来るが、保育の質とか本当に子ども達の健気だったり、一生懸命だったり。本当は、子どもは子どもの世界で十分に認められて育っていくはずなのに貧困や離婚があると、親の世界に持っていかれて、親に気遣いながらずっと生きていくという話は、どう考えても幸せじゃないとすると、その子たちの居場所を作ってあげるという人たちがどういう風に出て来るかというのは、ひとりひとりの状況によって違うと思うが、そう言う意味では、その中で横浜の子ども達を大事にしていく、その子達の幸せをどういう風に作っていくかという大きな流れの中の貧困対策に対するという

計画という風に位置づけられてほしいと思っています。

(谷口進行役) 貴重な意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ちょうどお時間も8時半前ということになりますので、ご意見も特に無い様ですので進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局) 皆様、本当にありがとうございます。また貴重なご意見をありがとうございます。本日皆様から頂戴致しましたご意見については事務局で整理をさせていただきますまして、市として3月下旬、年度末を目途に計画の策定に入ってまいりたいと思っております。事務局でまとめ次第、委員の皆様方に改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。最後に2点程ご案内がございます。冒頭でご案内致しました通り、本日の議事録につきまして、発言された方のお名前も含めて後日ホームページ上で公開をする予定でございます。記録がまとまりましたら皆様方には予めご確認をお願いすることになりますので、後ほどよろしくお願い致します。また、この会議の計画等に関しましてご意見ご質問がございましたら随時事務局にあります子ども青少年局の企画調整課で受けておりますので、こちらの方にご連絡をいただければと思います。今日の段階で言い足りなかった事等があればそれも事務局へ届けていただければ反映させていただきたいと思っておりますので、限られた時間の中でこの厚い資料を読むのは皆様本当にご苦労だったと思っておりますが、帰られて読んでこんなことがあったなということがあればご意見いただければと思います。それでは、冒頭局長からもご挨拶があったと思っておりますが、横浜市の子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会、本日をもちましての終了となります。皆様方本当に長い間ありがとうございます。重ねてご議論ありがとうございます。これからもご意見ご要望等あれば事務局の方へお届けいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。どうも本当にありがとうございました。

(閉会)

【配布資料】

- ・ 資料1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会委員名簿
- ・ 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会事務局・関係行政職員名簿
- ・ 資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会運営要綱

【別添資料】

- ・ 別添1 平成28年度予算案における子どもの貧困対策に関する取組について
- ・ 別添2-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）原案（案）
- ・ 別添2-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案に関する市民意見募集の実施結果について（速報版）
- ・ 別添2-3 第3回策定連絡会（11月12日）の主な意見と計画素案への反映状況等
- ・ 別添2-4 素案からの修正か所（案）一覧
- ・ 別添3 平成28年度以降の計画推進について